

○益城町自主防災組織設立事業補助金交付要項

平成26年 7 月24日 告示第53号

益城町自主防災組織設立事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、自主防災組織の設立を促進するために交付する補助金について、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「自主防災組織」とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づき、地域の防災対策確立のため自主的に結成する組織であり、その運営及び構成に係る規約等を有するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の行政区を母体とした組織
- (2) 町内の複数の行政区の連合体を母体とした組織
- (3) 前2号に掲げるもの以外で、町長が適当と認める組織

(補助金の交付対象事業)

第4条 この要項の適用を受ける対象事業は、自主防災組織の設立に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 防災資機材購入費
- (3) 訓練経費
- (4) その他町長が特に必要があると認める事業に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金は、町の予算の範囲内とし、補助金の額は、一の自主防災組織につき1回限り5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請は、自主防災組織を設立後、益城町自主防災組織設立事業補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の組織図

- (3) 役員名簿
- (4) 自主防災組織の防災活動計画書
- (5) 自主防災組織の収支予算書

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、補助事業の内容を審査し、適正であると認めたときは、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(管理)

第8条 自主防災組織の長は、補助金で整備した防災資機材及び活動費の適正な維持管理及び運用に努めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 自主防災組織の長は、補助金で整備した防災資機材をその活動以外の目的に使用し、又は第三者に譲渡してはならない。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。